

木津川市城山台公園（大仏鉄道公園）大型遊具等整備・こどもの遊びイベント 企画運営業務仕様書

1 業務名

木津川市城山台公園（大仏鉄道公園）大型遊具等整備・こどもの遊びイベント
企画運営業務

2 目的

市政施行 20 周年という節目にあたり、本市子ども・子育て支援の基本理念である「こどもたちの笑顔を未来へ～生きる力にあふれた子育て・子育て支援～」を更に推進するため、こどもが伸び伸びと遊べる空間創出の場づくりとして本市都市公園内に大型遊具等（インクルーシブ機能を有した遊具）を設置するとともに、当該公園内で設置した遊具をシンボルにして、こどもの「遊び」を通したイベントを実施することにより、こどもや保護者の交流を育み、すべての子育て世帯が喜びと楽しみを感じながら子育てを営み、次代の社会を担うこどもたちが健やかに成長できるまちづくりを目指すことを目的とする。本要領は、契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するために必要な事項を定める。

3 業務期間

木津川市議会の議決を得た日から令和 9 年 3 月 25 日まで

4 業務内容

本業務は、企画・提案により制作・設置工事の契約の相手方となる事業者を特定した上で、本市都市公園内に大型遊具（インクルーシブ機能を有するもの）等を設置する業務（以下「遊具設置業務」という。）とこどもの「遊び」を通したイベントを企画し当該公園内で実施する業務（以下「イベント業務」という。）からなることから、遊具設置業務に関しては大型遊具等の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の業務である。各業務内容は以下のとおり。

（1）遊具設置業務

- ア 施設及び提案遊具の実施設計（詳細図面の作成、構造計算を含む）
- イ 施設及び提案遊具の製作設置工事（基礎、既設物撤去、その他土木工事を含む）
- ウ 遊具使用上の注意看板等設置工事
- エ 上記の施設設置に伴う整地工事（必要に応じて）
- オ 上記の提案遊具の必要部分への安全配慮工事
 - ※ 基礎工事、運搬費用、撤去費用、処分費を含む。

- ※ 遊具設置に関して必要な建築確認申請費用及び手続を含む。(必要に応じて)
- ※ 総業務価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

カ 一般財団法人 自治総合センターのコミュニティ助成事業に係る宝くじの広報表示看板等設置工事

(2) イベント業務

遊具を活用した「遊び」を通して、子どもや保護者等が交流を育めるイベントの企画及び運営

- ※ イベントで使用する可動式遊具等の運搬費用、撤去費用を含む。

5 要求水準等

(1) 遊具設置業務の目的物に関する事項

ア 設置個所

城山台公園(大仏鉄道公園)内:木津川市城山台五丁目1番地

上記公園内「別紙参考資料①位置図②平面図」に示す場所。但し②平面図に示す施工場所については公園管理上変更になる場合がある。

イ 遊具の対象年齢

幼児・小学生(概ね3歳~12歳)

ウ 設置施設

- ① 大型複合遊具(部分的にインクルーシブ機能を有するもの)1基と小型遊具数基(小型遊具についてもインクルーシブ機能を有するものとし、事業上限額の範囲内であれば基数は問わない)。
- ② 大型複合遊具の設置部分地面周辺には人工芝を敷設すること。
- ③ 遊具使用上の注意看板(遊具配置に合わせて適宜配置)。
- ④ 一般財団法人 自治総合センターのコミュニティ助成事業に係る宝くじの広報表示看板(遊具配置に合わせて適宜配置)。

エ 設計指針

- ① 家族がふれあい、子育て世代の憩いの場を創出することに寄与する大型遊具とすること。
- ② 子供の冒険心を育み、独創性があること。
- ③ 誰もが一緒に楽しめるインクルーシブ遊具を設置すること。
- ④ 各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示す表記をすること。
- ⑤ 遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」(令和6年6月国土交通省)に準拠すること。
- ⑥ 大型複合遊具の設置部分地面周辺には人工芝を敷設(人工芝の種別・施行によっては安全面からクッション性に配慮したものとするが、種別は問わない)し、

各遊具にはセーフティマット等、必要な安全施設を設置すること。

- ⑦ 遊具等の材質は、木製の部材は用いないものとし、腐食しにくく、耐久性に優れていること。また、暑さ対策に考慮した部材及び基礎部の土砂流出による露出を抑制するための対策を考慮すること。
- ⑧ 維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ⑨ 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。
- ⑩ 遊具等の設置に伴い必要となる整備事業がある場合は、総工事価格の中で対応すること。
- ⑪ 本遊具設置については、一般財団法人 自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し整備するため、設置する遊具及び設置場所の入口等に、宝くじの広報表示（クーちゃんマークの表示）を行うこと。

※看板等の表示例については、一般財団法人 自治総合センターのコミュニティ助成事業に示す「宝くじの社会貢献広報の仕方（令和8年度）」及び「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」を基準とする。

オ 提案を求める範囲

- ① 目的物のデザイン・構造形式・機能
「4 要求水準等（1）遊具設置業務の目的物に関する事項」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン（完成予想図）、構造形式、機能について提案を求める。
- ② 維持管理を容易・経済的にするための工夫
各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。

カ 施工条件

- ① 遊具設置業務の工期 契約の翌日から令和9年2月25日まで
- ② 現場から発生する建設副産物については、関係法令を遵守し、適正に処分すること。
- ③ 資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置等、安全管理を行うとともに、安全確保に努めること。
- ④ 工事施工前、本市管理課に施工計画や施工図等により事前協議を行い、本市管理課の承諾を得ること。
- ⑤ 当該公園内の施工場所について、地下に公園付帯設備を有する場合はあるので施工に際しては本市管理課の指示に従い付帯設備に影響を与えないよう工事を行うこと。

キ 施工時間帯

原則 8 時 30 分から 17 時まで（土日を除く）

※公園施設の利用等との調整が必要となる場合があるため、詳細な日程については、別途監督員と協議の上、決定すること。

ク 工事の施工にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとし、工事施行に際し必要に応じ市の指示に従うこと。

ケ 標識類、防護等の安全施設類については土木工事関係諸基準により、現場状況に応じて設置するほか、本市公園管理所管課等との協議に基づき実施すること。

コ 参考資料

- ① 位置図
- ② 平面図
- ③ 縦横断面図

サ 大型遊具等整備委託業務に係る成果物

受託者は、委託業務期間内に以下の書類を提出し本市の検査を受けること。なお、書類は書面及びデータで提出すること。

- ① 遊具設置業務完了届
- ② 引渡書
- ③ 実績報告書（実施期間、内容、実施写真など）
- ④ 出来形管理図表
- ⑤ 品質証明書
- ⑥ 工事写真
- ⑦ 工事管理台帳
- ⑧ 製品保証書

(2) イベント業務に関する事項

ア 木津川市城山台公園内（「別紙参考資料①位置図②平面図」に示す場所。但し②平面図に示す施工場所については公園管理上変更になる場合がある。）において、様々な遊具を活用した遊びによるこども向けイベント（主に幼児向けを想定）の企画運営とし、運営にあたっては、公園に応じた移動遊具等を設定したイベント内容とすること。

イ 企画運営にあたっては、後述する禁止・制限事項を遵守すること。

ウ 実施日程等（予定）

- ① 実施日程 令和 9 年 2 月上旬から 3 月中旬の間で指定する土曜日で 1 日間（雨天・荒天の場合は中止）
- ② 実施時間 10：00～15：00
- ③ その他 実施にあたっては、イベント実施対象区画を区分し、②の時間内で 1 クール 1 時間の時間制として 2 クール以上行うこと。（時間配分は指

定時間内で自由設定とする。)

エ 運営スタッフの配置

- ① 本件業務実施にあたり、来場者の安全の確保、会場運営のために必要な体制を確保すること。
- ② 各遊びのコーナーやアトラクション、遊具には専属の運営スタッフを配置し安全管理には十分配慮すること。

オ イベントにおける遊具や搬入資機材等について

イベント実施にかかる、遊具・搬入資機材（音響資機材を含む）等については受託者で準備・設置すること。また、これらに係る経費については委託料の中に全て含まれるものとする。

カ その他

- ① 本イベント実施にあたっては、本課及び会場となる施設管理者である公園管理所管課等と十分協議・調整を行うこととし、施設の使用上の注意事項等を厳守すること。
- ② 本イベントにおいて、飲食に関する提案は不可とする。
- ③ 実施日は、会場運営責任者を常駐させ、本市等との連絡調整や管理・運営にあたること。
- ④ 防火、事故防止対策等の安全に配慮すること。
- ⑤ イベント保険に加入すること。
- ⑥ 気象警報、災害の発生等により、やむを得ずイベントを中止する可能性がある。中止となった場合は、市と受託者が協議し、その時点までに要した費用相当額を支払うものとする。
- ⑦ 本イベント実施にあたり、本市が他のイベントを併せて実施することもあり得る。この場合、会場の配置等について、別途協議のうえ調整を行うことがある。

キ 禁止・制限事項

① 禁止事項

- a. 公園内付帯物を損傷し、又は汚損すること。
- b. ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- c. ドローン等無人航空機を飛行させること。

② 制限事項

- a. 掘削等土地の形質を変更すること。（テント等の固定に係る杭の打設は極力避け、重りによる固定が望ましい。）
- b. 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- c. 火気の使用その他危険な行為をすること。

ク イベント業務に係る成果物

受託者は、委託業務期間内に以下の書類を提出し本市の検査を受けること。なお、書類は書面及びデータで提出すること。

- ① イベント業務完了届
- ② 実績報告書（実施期間、内容、実施写真など）